

平成24年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成24年9月20日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年9月20日 午前9時00分開会

- | | | |
|--------|--------------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第32号 | 川南町税条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第33号 | 川南町保育所条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第34号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第35号 | 平成24年度川南町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 5 | 議案第36号 | 平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議案第37号 | 平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 議案第38号 | 平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議案第39号 | 平成24年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第40号 | 平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第41号 | 平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第42号 | 平成24年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第14 | 認定第 1号 | 平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第 2号 | 平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 3号 | 平成23年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 追加日程第1 | 請願第 1号 | 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書 |
| 日程第17 | 発議第 3号 | 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について |
| 日程第18 | 発議第 4号 | 二次医療圏設定変更に関する意見書について |
| 追加日程第2 | 発議第 5号 | 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について |
| 日程第19 | 議員派遣の件について | |
| 日程第20 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について | |
| 日程第21 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

出席議員(13名)

1番 中 津 克 司 君	2番 河 野 幸 夫 君
3番 濱 本 義 則 君	4番 川 上 昇 君
5番 林 光 政 君	6番 川 越 忠 明 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 児 玉 助 壽 君
9番 米 山 知 子 君	10番 税 田 榮 君
11番 徳 弘 美 津 子 君	12番 竹 本 修 君
13番 山 下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	木 村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	諸 橋 司 君	総合政策課長	永 友 尚 登 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉 田 喜 久 吉 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。
全員、議員控え室に移動願います。

（議会運営委員会）

（全員協議会）

午前9時01分休憩

午前10時10分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第32号「川南町税条例の一部改正について」を議題とします。

本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（濱本 義則君） 議案第32号「川南町税条例の一部改正について」は、全員一致で可決となりました。平成20年度の税制改正に伴い平成24年2月宮崎県条例が改正され、それを受けての条例改正であります。改正前の条例では、対象団体について条例指定分として町民税だけが控除の対象となり県民税の適用はありません。この改正により、町県民税が同時に適用されます。また、県条例の改正で社会福祉法人については、県内に主たる事務所を有すること等が要件化され、町の条例で団体を指定すると、指定がない団体に対する寄付金税額控除は、町民税では適用されずに県民税では適用されるという状況が発生することになります。県の条例や県内市町村の条例と同じにすることで、要件を満たす社会福祉法人に対する寄付は、町県民税として控除受けられることになります。以上で報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第32号「川南町税条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号について、採決します。お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議」なしという声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第32号「川南町税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号「川南町保育所条例の一部改正について」を議題とします。

本議案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 文教厚生常任委員会に付託されていましたが、議案第33号「川南町保育所条例の一部改正について」について御報告いたします。議案第33号「川南町保育所条例の一部改正」については、野田原保育所、記念館保育所及び山本保育所の統合民営化を図るため、それぞれの保育所に期限を設け、川南町保育所条例から各保育所を削除するものです。

質疑では、改正前は趣旨であったものを、今回の改正では目的にしています。2条の設置についてですが、改正前は、「児童福祉法第24条の規定に基づきその利用に供するため別表に掲げるとおり保育所を設置する。」でしたが、改正後では、「法第35条第3項の規定により町に保育所を設置する。」としています。第35条に変更したのは何故かという意見がでました。討論はなく、賛成多数で採択です。以上、報告します。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号「川南町保育所条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第33号「川南町保育所条例の一部改正について」反対の討論を行います。

本議案は、山本、記念館、野田原保育所を廃止、民営化計画に沿い、その実施予定者に野田原保育所譲渡し、更に記念館、山本保育所の統合を計るために年次的に保育所名を削除する改正案です。

第1に、議案質疑、委員会審査でも指摘しましたが、統合保育所の位置と面積の確定、その取得の議決もなされていません。用地取得、又は譲渡の議決もなく三保育所を廃止する議案は、保育行政の中断を意味します。議案提出権の乱用であり、先ず取り下げられるべきです。本会議に関連予算が計上されていますが、位置、面積、用地費用等の確定を持って保育所条例にかかる提案がされるべきで採択に付されるべきではないと思います。

第2に、町立の三ヶ所の保育所を廃止して現行140人余りの規模の保育所どこに設置するのか。関係地域のまともな検討もなく当初から山本小校庭ありきの場所設定は明らかでした。しかし、現在なお、位置や面積について町の見解が示されていません。譲渡先とされる友愛社は、山本地区全世帯に設置予定図を示していますが、山本小校庭の一部譲渡の決議もなく事業者の構想図をもとに対応する考えなら特定の保育理念や実施例への迎合礼賛にほかなりません。

第3に、120人定数（実際は、現在146人）の統合保育所の設置について、児童福祉法第

24 条に基づき実施責任を負っている町として施設や運営にどうかかわるのか。友愛社の理念構想に迎合ではなく、限られた学校敷地内で教育と保育の両立は可能なのか、町としての見地を示すのが先ですが、未だに示されません。関係地域では、多くの疑問や批判が寄せられています。スポーツ少年団や地域に開かれた運動場に影響のないようにとの要望に町は、屋外遊戯場の囲い込みや運動場の拡張はないと答えてきました。そうした経過を踏まえて山本地区住民に配布したと思われる友愛社の施設構造は、限られた面積で2階建ての設計図を示しています。それは、保育の安心安全面の懸念、また教室棟の視界をさえぎり学校環境をいっそう悪化させることになります。

第4に、統合保育所の設置場所の不適格性は明らかです。三地域関係者の合意もなく、校庭ありきの予定場所は、現行三保育所のそれぞれの面積にも及びません。学校環境を損ない、将来教室棟や学校敷地も活用したい学童保育の課題にも逆行です。若し、2階建てや高層建築が安全面で可能なら山本保育所をはじめ三保育所のいずれかを選べばよいはずです。

生徒の実習園を潰し教室棟のすぐそばまで接近して確保される面積は、2,300 m²です。現行の山本 2,541 m²、記念館 2,928 m²、野田原 2,488 m²です。そのいずれかを選ぶことが町有土地利用計画にも合致します。現行の町有地を無用にして山本小校庭に固執するのは、友愛社頼みの福祉対策であり、いずれ地域住民の町政不信を招くのは必至と思います。

第5に、委員会審査に説明された設置場所の問題です。友愛社は、山本地区全世帯に、位置、面積について構想図を示しました。町は、それに同調するように運動場北側スタンドを越えない教室棟への影響はなく防音対策を講ずると答弁を繰り返しました。ところが、昨日の委員会審査において学校側の要請だとして教室棟から 15m～40m以上離れる、運動場への拡張が提案されました。施設設置は、友愛社案と思われますが、委員会には要求しても資料も提出しません。スポーツ少年団や地域にも開かれた運動場を損ねないと本会議でも課長答弁など確認したことがくるくる変わる。山本小校庭計画がいかに教育と保育事業の両立が困難かを示しています。廃止予定の三保育所のいずれかを選ぶ方策を重ねて要求します。

第6に、町立三保育所の廃止統合計画の見直しについてです。三保育所の廃止統合計画については、平成 17 年国の三位一体改革による公立保育所への補助金負担金の削減を主たる理由として町民に説明しました。その削減に対する地方交付税措置についての説明をさけ、世論誘導を行いました。本年8月 27 日の議会勉強会資料においても当時の資料をそのまま掲載し統廃合民営計画を正当化しています。ところが、町当局は、9月定例議会に保育所条例改正案を提出するに当たって従来の説明の誤りを認め釈明しました。

議会と町民に対する誤った報告、町民への世論誘導の事実とその影響は消えません。条例改訂の段階に至って釈明で済む問題ではありません。三保育所の統廃合の根拠自体が問われる問題です。説明資料の再提出が求められます。山本小校庭譲渡案の不合理性はもとより三保育所の廃止の計画自体が問われる問題であります。以上、要点をあげ、本案に反対します。

○議長（山下 壽君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子） 議案第 33 号「川南町保育所条例の一部改正について」です。

この条例改正は、長期総合計画にのっとった計画であり、今後五つの公立保育所を2つの公立保育所とするものです。保育所の民営化については、これまでも移行するまで保護者を含め様々な議論がなされてきました。現在でも行っているようであります。しかし、公立保育所から民営化された二つの保育所については、園児数は増加をしています。民営化されることで様々な保育事業の多様化により、働く保護者の大きな選択肢の一つになっていると思われます。現在のところ三つの保育所は、一つの保育所に統合され山本小学校区内に設立される予定です。設置場所等については、充分配慮して頂きたいと思います。今後、保護者を含め地域住民の皆様がこの保育所に対して見守って頂きたいと思います。また、今後二つの公立保育所においては、民間でできない事業の穴埋めができる保育所運営を望みます。以上、議案第 33 号「川南町保育所条例の一部改正について」賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第 33 号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第 33 号「川南町保育所条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 34 号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

本議案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第 34 号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、住民基本台帳法の一部を改正する法律案が7月9日に施行されたことによるものです。この規約の変更は、平成26年度分からの適用となるそうです。質疑なし、討論なしで原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上、報告します。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 34 号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第34号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号「平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）」

日程第5 議案第36号「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第6 議案第37号「平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第7 議案第38号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第8 議案第39号「平成24年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」

日程第9 議案第40号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

日程第10 議案第41号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

日程第11 議案第42号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」

以上、8議案を括議題とします。

本、8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（濱本 義則君） 議案第35号「平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）」は、全一致で可決であります。

歳入の主なものは、国庫支出金 41,532 千円、県支出金 1 億 7,8947 千円で歳入総額の 52.1%を占めております。歳出につきましては、2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費の積立金 51,067 千円は公共施設等整備基金に積み立てられます。積み立てられますと残高は、約 8 億円になります。防災拠点の庁舎の耐震工事を早急にやるべきではないかという意見がでました。同じく 6 目企画費の東日本の復興支援事業は、10 分の 10 の補助事業で 11 月に矢吹町、12 月に宮城県を訪問する予定です。

5 款 1 項 1 目一般失業対策費、委託料 10 分 10 の補助でございますが、及び 7 款 1 項 2 目商工業振興費 4 分の 3 の補助でございます。これにつきましては、過年度の類似事業の報告書の提出を求め審査いたしました。一般失業対策費、緊急雇用創出事業は、昨年のおふるさと雇用再生特別基金補助事業の肉付けフォロー及び地場産業振興会の活性化に取り組むようでございます。また、商業振興費につきましては、歳末大売出しの一部に活用されます。

以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第 35 号「平成 24 年度川南町一般会計補正予算（第 2 号）」につきまして、特に文教厚生常任委員会関係のものなかで、山本小学校庭測量費 242 千円は、教育財産から行政財産に分筆するためのものです。

当初の予定では、校舎に園舎予定が近すぎるとのことで、園舎から 15～40m 離すことが山本小学校側から出され、学習野菜園、記念碑と井戸、ポンプ室も残すことから運動場バックネットを越える位置まで移動し、四角の敷地ではなく変形の敷地面積との説明です。質疑で予定図面を示して説明を受けたいと要望しましたが、まだ予定の敷地について確定がされていないので図面は渡せない、大体この辺ですとの説明です。小学校の運動場の広さについて質疑がありましたが、運動場としての広さは十分あり問題ないとのことでした。また、ソフトボール大会を地域住民が現在は二面とってしているが狭くなってできなくなるのではの質疑に、バックネット動かすことでかえって安全が保障されるとの説明です。運動場の土手にある桜並木は、残すとの父母の会への説明でしたが、桜の木は中が割れて腐り、蜂が巣を作り危険なので撤去で問題ないそうです。地元関係者や保育所父母の会への説明は、しっかりしてほしいとの意見がありました。町が造成して友愛社へ手渡すのか高さ等はまだ決まっていようですが、敷地については囲い込をするそうです。教育委員会、健康福祉課、友愛社との話し合いの中で 2,300 m²を予定しているそうです。

トロンドーム雨漏り防水工事設計・管理委託料 250 万円と工事請負費 3,797 万円は屋根を取り付けて雨漏り修繕費ですトロンドーム修繕費は、累計で 2 億円をこえようとしているので古くなればなるほど修繕費が町財政を圧迫するのではとの意見がありました。討論はなく、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第 36 号「平成 24 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」、歳入歳出それぞれ 7,512 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 26 億 9,383 万 3 千円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 39 号「平成 24 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）」については、歳入歳出それぞれ 23 万円を追加し、予算の総額を 467 万 6 千円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 40 号「平成 24 年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」については、歳入歳出それぞれ 3,678 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 12 億 1,571 万 1 千円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 41 号「平成 24 年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」については、歳入歳出それぞれ 232 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,779 万 5 千円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

文教厚生常任委員会の所管する項目についての報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（児玉 助壽君） 産業建設常任委員会に付託されました関係議案についてその審査の経過と結果について報告いたします。

最初に議案第35号「平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）」中、本会に付託されました案件につきましては、別段異議なく採決の結果全会一致で原案を認め可決であります。なお、審査の過程において、意見・要望等があったので申し上げます。

1点目、新規就農総合支援戸別所得補償経営安定化推進事業について給付対象対策の町外4名の新規青年就農者に空き家等を斡旋するなど町内定住促進策を取るべきとの提言がありました。

2点目、強い農業づくり交付金事業補助金は、養鶏等を営む農事組合法人が、卵の選別、洗浄パッキングまで行うセンターを建設する事業であるが、直近くに通山小学校があるので通学路はもとより、悪臭、騒音、排水等環境面に充分配慮し、慎重に事業を推進するべきとの意見がありました。

3点目、工業団地内の排水路工事の現地調査において団地内の歩道、側溝等の管理が不十分のため雑草が生茂り、誘致している町のイメージが損なわれています。その後、総合政策課、建設課、事業者3社で協議し美化対策を取るべきとの意見がありました。

4点目、川南パーキングエリア東側の土地購入については、パーキングエリア内の施設の利活用が主な目的であり、窓口を一つにして、その対策に当るべき等の要望がありましたので報告いたします。

次に、議案第37号「平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」議案第38号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第42号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」以上、3議案については、特に異議なく採決の結果全会一致で原案を認め可決であります。以上で報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という意見あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第35号「平成24年度川南町一般会計補正予算（第2号）」について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第35号「川南町一般会計補正予算（第2号）」について、反対討論致します。

補正額は、4億2,349万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,914万9千円にするものです。

主なものとして、農地の排水施設整備への助成や鶏卵の品質向上を図るシステム構築への

補助、予防接種事業でポリオについて従来の口から飲む生ワクチンから皮下に注射の予防接種への予算措置は、町民にとってよいことであり賛成ですが、認められない予算が含まれています。

私は、一般質問でも山本・記念館・野田原の三つの保育所を廃止して一ヶ所に民設民営の保育所を設置する問題について質問しました。公的保育の重要性が求められているとき、地域に密着し、親しまれている山本・記念館・野田原保育所は、町の責任で運営を継続し、子育て新システムの議論の行方を見守って、制度改悪を食い止め、全ての子供の保育を受ける権利と発達を保障する自治体の足場にすべきではないでしょうか。

十文字保育所に続いて、東保育所を民営化し、今度は三ヶ所を一つにして社会福祉法人に譲渡するものです。町立保育所を次々と手放していくことは、本町のより良い保育の実施、地域の利便や信頼を得ている町立保育所の役割を自ら捨てるものであります。

川南町が本当に乳幼児の穏やかな成長、父母の信頼や希望に応えるなら継続して運営をし、責任を果たす道を追求すべきだと思います。

山本小学校の敷地が広くて、川南町のものであるから問題はないと言われますが、小学校の敷地の中に特定の事業者を利する「民間の保育所をつくる。」ことは納得出来ません。補正予算のなかにまだ確定されていない敷地の登記測量委託料が含まれていますので、この予算については、認められません。従って、この補正予算について反対します。以上、反対討論と致します。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案 35 号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第 35 号「平成 24 年度川南町一般会計補正予算（第 2 号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 36 号「平成 24 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 36 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第 36 号「平成 24 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号「平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第37号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第37号「平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第38号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第38号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号「平成24年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第39号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議」なしという声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第39号「平成24年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第40号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第41号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第42号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（米山 知子君） 教育委員会委員についてお尋ねをいたします。

この方が、推薦されて上がってきていますけど、PTAの経験があるというようなことで選られるような枠があると伺っているんですが、その当りについては、前任者教育委員との違い、それから前任者からこういうことになっていると思いますが、その辺のことを教えて頂きたのですが。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

教育委員につきましては、前回から実際に子供さんがいる保護者を最低1名選定すると

いうことになっておりますので、そういう枠から選定をしております。

○議員（米山 知子君） 私、今考えますに子供がいる人から1名ということは、現場のPTA保護者の意見を反映させたいという意向があるんじゃないかと思います。その点に関して、今回上げられている方については、子供さんの年齢、またPTAの活動歴について教えて頂きたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供さんは一番上の子供が小学6年生でございます。PTA活動に関しましては、学級委員長をして頂いていますし、地元でいろいろご推薦の方をさせて頂いております。

○議員（米山 知子君） 一番上の方が6年生ということは、中学校の保護者としての経験は」ないということですね。それと、学級長をされているということですが、実際にPTA役員の活動があったかどうかということです。

それから、今回は山本小学校校区から選ばれていますけどもこの辺の理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、理由の一つとして決定ではございませんが、山本小校区かお願いしたのは事実でございます。本人に関しまして、子供さんはまだ小学生であります、学校の勤務もでございます。そして地元のPTAの方にもご相談した経緯もございますので選任させていただいております。

○議長（山下 壽君） 他に質疑ありませんか。これで質疑を終ります。

本案は、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決については竹本修君ほか1人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、会議規則第81条第1項の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に米山知子君及び税田榮君を指名します。

暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」いう声あり〕

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。順次投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。米山知子君及び税田榮君、開票の立会をお願いします。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち「賛成」3票、「反対」9票、以上のとおり賛成少数であります。

従って、同意第1号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意しないことに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第13 同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） この度、提案されました金丸芳文さんであります。現在尾鈴農業協同組合の理事であると承知しております。常勤ではないものの現職の役員、つまり尾鈴農業協同組合の経営者、責任者であります。そのことが固定資産評価審査委員会委員としての支障がないものか伺います。

○町長（日高 昭彦君） それに関しての支障はないと考えています。

○議員（川上 昇君） 固定資産評価審査委員会委員となりますと町内のあらゆる固定資産について評価、いわゆる評価に関わることになるかと認識しているところですが、当然その中にはJAの固定資産もあるわけで、その辺の不都合、不合理この辺が予想されるわけですが、先ほどと合わせまして、今一度伺いますが、町長は、ただ今支障がないと答弁されましたけども、ここ当りが私としまして相当気になるところであります。今一度お伺いします。支障はないのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、固定資産評価審査委員にしましては、兼職の禁止がございますが、それについても全く触れておりませんし、逆に常勤に監事であられたそういうことが広い識見で役立つと考えています。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終ります。

本案は、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。この採決については、竹本修君ほか1人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、会議規則第

81 条第 1 項の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12 名であります。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立会人に徳弘美津子君及び竹本修君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛成の明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により「反対」とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。順次投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。徳弘美津子君及び竹本修君、開票の立会をお願いします。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告します。投票総数 12 票、うち「賛成」7 票、「反対」5 票

以上のとおり、賛成が「多数」であります。従って、同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

しばらく休憩します。10 分間休憩します。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 21 分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

日程第 14 認定第 1 号「平成 23 年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第 15 認定第 2 号「平成 23 年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第 16 認定第 3 号「平成 23 年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上、3 案件を一括議題とします。

本 3 案件は、「一般会計決算審査特別委員会」並びに「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」に、それぞれ付託しておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（濱本 義則君） 平成 23 年度川南町一般会計決算認定特別委員会について報告いたします。

課長以下関係所管の職員の出席を求め、各課それぞれの歳入、歳出の説明を受け、質疑を実施し審査いたしました。結果は、賛成多数で認定と決定しました。

以下、意見等も含めて経過報告いたします。

まず、歳入ですが、町税については、調定額 15 億 7,450 万 5,800 円に対し収入済額 14 億 320 万 285 円で平成 22 年度比 3.3%、額にして約 4,660 万円の増となり歳入総額の 19.2% となっています。収納率については 89.1%で平成 22 年度とほぼ同じであります。収納率については、目標を定め挑戦したが、目標をクリアできなかったようです。徴収にあたっては、タイヤロックまで駆使して努力しているようだが目標設定が少し曖昧だったのではないかと思います。国民健康保険税、保育料等の収納と合わせて、職員が同一意識を持ち、一丸となって取組む問題であるとの意見が出されました。

平成 24 年度から町税の一部について特別徴収が広く適用されるようになり、また第 5 次行政改革大綱で取組まれる租税・効果の一元化が収納アップの引き金になることを期待します。

地方交付税については、ここ数年増減を繰り返し、傾向としては横ばいであります。しかし、交付税の要素は年々変化しており、別枠で交付されていた国の支出金が一般財源に繰入れられて一括して交付されることに注目すべきであり、配慮を払う必要があるのではないのでしょうか。

地方債については、町債の残高は年々減少し、公債費比率 10.9%で指標では良好です。しかし、実質公債費比率は、14.1%で、平成 20 年度に比べると 0.8 ポイント上昇しています。これが、連続してまいりますと 5 年位あとには、恐らく危険水域という形になろうかと思えます。ちなみに危険水域は、18%だと思えます。また、町債の残高 65 億 6,000 万円余りは、川南町標準財政規模の約 1.5 倍となります。町債残高については、いろんな角度からの検討が必要と思われます。

収入未済額は、2 億 6,862 万 3,594 円で、調定額の 3.5%であります。その多くが租税・公課で占められています。一方使用料、その他にわずかですが、収入未済が発生している事実は、反省すべきだと思います。

次に歳出について申し上げます。

不用額 5,856 万 745 円は、予算額の 0.8%であり、全体的には妥当な数字だと思います。ただ科目によっては多額の不用額を計上している部分が見受けられたことは、一考を要すると思われます。不用額を生じた理由としては、節約工夫によるもの、入札によるもの等一般的な回答でしたが、多額の不用額を生じた理由に、相互の連絡調整不足、技術的なもの、御認識があったことは反省事項であり、繰り返し発生するようであれば、決算をする意味が半

減する可能性が生じると思われます。

近年、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用創出事業等、時限的補助金が多々あります。これらの事業効果が具現化していないと思われます。目的の不明瞭、認識の甘さなど理由は多岐に及ぶと思いますが、特に外部団体に委託する場合、指導・監視等が重要になるのではないのでしょうか。成果表の中で表されているが、該当事業におけるより詳細な成果表の添付をお願いしたいと思います。

成果表については、目的、経過、達成度及び反省・検証を具合的に記すようにすべきだと感じました。

「財産に関する調書」については、平成23年度公有財産払下げ一覧を添付いたします。

本決算認定にあたり、会計処理が不適当ではないか、予算執行に妥当性のない部分があるとの反対意見がありました。

決算と同時に、決算の数字を基に、財政健全化判断比率等が報告され、その他財政運営の指標が計算されています。現在、川南町の財政運営の指標は概ね良好と判断されているようです。単年度の数値が良好として安心して良いのかという疑問が残りました。良くてあたりまえで悪くなった後では遅いのではないのでしょうか。あらゆる角度からの検討が必要になると思います。決算のための決算になっていないか。決算が次年度、次々年度の予算に反映されているか、傾向はどうか、ベストは何処にあるのか等の検討・検証が相まって決算の価値が倍増されると感じました。以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、特別会計等・水道会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道会計決算審査特別委員長（竹本修君）

認定第2号「平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

特別会等・水道会計決算審査特別委員会審査に付託されました特別会計は、川南町国民健康保険事業特別会計、川南町後期高齢者医療特別会計、川南町介護認定審査会特別会計、川南町介護保険特別会計、川南町漁業集落排水事業特別会計、川南町営農飲雑用水事業特別会計、川南町下水道事業特別会計の7つの特別会計であります。

関係所管の職員の出席を求め、説明を受け質疑を行い、慎重に審査を行いました。その結果、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護認定審査会、介護保険、漁業集落排水事業、営農飲雑用水事業、下水道事業の7特別会計については、全員一致で認定であります。会計上の問題点はありませんでしたが、特別会計ごとに意見、要望等がありましたので、以下ご報告します。

1 国民健康保険事業特別会計

国保税収納についての意見、滞納者におけるの取扱い、ひいては国保運営事業における積立金の必要性等多くの質疑がありました。収入未済額2億3,200万円も昨年より増え、不納欠損2,000万円も更に増大する傾向にあり、収納に当っては、請求、督促等の方法をさらに

検証し、あくまでも完納を仕事の終着点とした体制づくりに取組まれるよう意見がありました。

次に後期高齢者医療特別会計

この事業の歳入として、後期高齢者医療保険料 8,350 万 600 円、一般会計繰入金 4,710 万 8 千円が主な歳出で、後期高齢者広域連合納付金 1 億 2,948 万 1 千円として、納付するものであります。この事業は、特別徴収の年金取扱いの比率が高いので、今後の年金受給者の増、受給額の変動が考えられ、今後財政負担の必要性があるのではと心配の意見がありました。

次に介護認定審査会特別会計

この特別会計は、平成 11 年 6 月に認定された特別会計事業で、主な歳入は介護保険特別会計からの繰入金 444 万円、歳出は、主に審査会の報酬 272 万円等で運営され、また対象者 4,500 人、介護認定者は、昨年よりも 35 人増加し、705 人であります。なお、審査会につきましては、週 1 回開催されています。

次に介護保険特別会計でございます。

歳入徴収（特別徴収、普通徴収）滞納繰越分、普通徴収保険料全体で収納率 93.7%、前年比 0.2%減である。不納欠損 841 万 12 円は、平成 21 年度以前の保険料であることから事務怠慢ではないかと各委員からの指摘がありました。内容は、平成 12 年から平成 21 年度まで、1,765 件、人数 136 人であり、介護保険は減免制度がなく非課税世帯でも所得が最低 80 万円以下は、年間保険料 25,800 円かかるので多くは、低所得者による不納欠損者が見られる。

特に給食サービス事業を始めとする委託事業については、事業を単体・単年度として捉え競争入札を取入れたらとの意見がありました。

次に漁業集落排水事業特別会計

加入件数 292 件、人口 902 人で 2 件増であるが人口は 25 人減少。歳入の主なものは集落排水使用料 983 万 8,716 円、一般会計からの繰入金 1,267 万 3,000 円であり、今後も加入者が増えない限り同様な事が言えると思います。なお使用料の収入未済額は 9 万 7,492 円で 0.98%であり良好と言えるかと思います。

次に営農飲雑用水事業特別会計

加入戸数 75 戸、人口 180 人、最大給水量は日量 204 m³で、1 日平均給水量は日量 62 m³であり約 30%の施設利用であることから、上水道事業への利用も考えても良いのではとの意見もありました。歳入は、使用料 363 万 166 円、一般会計からの繰入金 475 万 6,000 円で事業は行われています。

次に下水道事業特別会計

平成 23 年度末において処理区として 182ha 人口 60.24%、件数 58.67%であるが、毎年 2～3%増加の傾向にあり使用料収入についても前年度比 7.2%金額にして 281 万 4,962 円の増加である。収入未済額も 27 万 2,034 円と少なく、今後とも加入促進に努められ健全な

事業運営をされるようにと要望がありました。

続きまして、認定第3号平成23年度水道事業会計決算認定につきまして報告します。

上下水道課職員の出席を求め、説明を受け質疑を行いました。その結果全員一致で認定されました。なお、質疑の中で意見、要望等がありましたので以下報告します。

水道事業は、一昨年の口蹄疫による水需要の減少からやや回復しているが、東九州道路建設に伴う水道配管移設7工区移設工事など施工が完了したことにより、今後は万一に備えた給水対策も特段具備されておらず、速やかに新井戸の掘削等整備をされるようにと要望、意見がありました。

なお、本年度純利益6,703万607円の主な要因は、口蹄疫回復による給水収益の増、費用では資産減耗費の大幅な減少によるものです。なお、純利益に繰越利益剰余金年度末残高17万3,026円を加えた総額6,720万3,633円を減債積立金に3,300万円、建設改良積立金に3,420万3,633円それぞれ積立ることについて、本年度から地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき処理するもので、翌年度繰越利益剰余金は0円となります。

以上で報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号「平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子） 認定第1号「平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を行います。

平成23年度川南町一般会計決算状況は、歳入72億9,642万9,228円、歳出71億3,252万5,805円、差引1億6,390万3,423円の黒字決算です。

反対する第1点は、行財政集中改革プランによる民営化の推進です。町民生活の中心的課題である町立保育所（十文字・東）老人ホーム、学校給食調理業務など自治体の使命としての運営責任を果たすべき事業を民営化してきたことです。既に実施している学校給食の調理業務については、直営にもどすことを求めてきましたが、現在は三年ごとの契約となりました。

第2点は、学校給食業務に係る予算削減についてです。

学校給食調理業務委託料は、3,114万円です。委託開始前の18年度は、1億円を超える予算でした。単純に川南町政の前進と評価して良いのでしょうか。

まず、問題点の一つには、経験を積み継承し、子供に責任を負う調理の人材を失い、その職員が得ていた収入と購買力を失わせたことです。

二つには、企業委託費 3,114 万円ですが、その労働条件については、教育委員会は把握していないことです。派遣にしる、請負にしる、間接労働によって企業は、三割から四割の利益を得ると言われ、本町の場合でも労働者の雇い主がいかに関与をしているかを示しています。社会問題化しているワーキングプアを自治体が推進役をになっている姿だと思います。今、間接雇用や年収 200 万円以下の働く貧困層、ワーキングプアの解決が社会問題となっています。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達、国民の食生活の改善に寄与することを目的とした事業です。調理業務は、その要であり、栄養士や調理師が食に対する理念や方針の下に経験を積み、技能を継承し、豊かで安心な給食を提供する事業です。従って、この事業は行政が責任をもって行うべき事業です。

三つには、偽装請負を続けて良いかということです。川南町と委託先の労働者の間に指揮命令がある場合、労働者派遣事業と判断され、請負とは見なされません。安全でおいしい給食を届けるために町職員、栄養士、調理員が連携し日常の指導や協議は、欠かせないのが、事業の特徴であり、必要なことです。

しかし、まさにこの関係が偽装請負に当たるとされます。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用にして処遇の改善を図るべきではないでしょうか。委託先の会社名は替わったけれど、働いているのは同じ人なので安心だとも言われます。委託料は確かに安くなっています。その分賃金が下げられたり、人員は減らされていないでしょうか。

さらに、今日の「食」や学校給食をめぐる問題は、その質自体が従前にもまして、社会的・複合的な構造をなすものとなっています。2009 年 4 月から「学校給食法」が、「栄養改善」から食の大切さ・栄養バランスなどを学ぶ「食育」と衛生基準の強化に改訂され、給食は食教育の「生きた教材」、「教科書」と一途づけられています。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託することは間違っています。

第3点、平成23年度決算の中には、平成21年12月山有による訴訟行為に対する裁判所の和解金（建物購入費）と弁護士委託料の計1億399万円の執行がなされています。山有による損害金請求という不名誉な行為を正す必要がありましたが、僅か半年間四回の公判を経て和解協議となり、町民不在の裁判、真相不明の和解調停に応じた支出には反対です。

以上、平成23年度一般会計決算の認定について反対討論を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（竹本 修君） 認定1「一般会計決算審査特別委員会」に付託されました、一般会計決算について賛成の立場で討論します。

歳入合計72億9,642万9,228円歳出合計71億3,252万5,805円ではありますが、前年度と比較すると7.5%減の予算の執行であります。

全体的にみると経常収支比率、公債比率とも改善の状況にあり良好な行政運営が実行されていることが見受けられます。

しかし、収入未済額2億6,787万9,594円で前年度に対し1,693万7,748円の増加である

ことから、今一度原点にもどり改善を望むもので、特に不納欠損の取扱いについては、関係課だけでなく全体的な問題として対処していただきたいと思います。

予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて計上され適正な執行がなされており、平成23年度一般会計歳入歳出決算については、賛成するものです。以上で賛成討論を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 認定第1号平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算について、次の理由を述べ反対します。

当該年度会計の本町会計予算は、歳入歳出それぞれ同額としています。その事からして、本町の県営土地改良事業に関する給水栓設置事業において、開栓・閉栓に関わらず1基4,100円歳出し、町が平成23年度執行実績24基分の受益者分担金98,400円を立替え、県に一括納付した事で歳出が伴っております。24基分の分担金98,400円を歳入とするのが適正な会計処理であるが、しかし23年度決算書では、開栓15基分61,500円は、11款1項1目1節農業分担金の収入済額に繰入れる一方で閉栓9基36,900円は、同欄の収入未済額から抹消、粉飾されています。この様な粉飾会計処理が平成15年度から続けられており、今まで町が立替えた閉栓給水栓約540基分の受益者分担金220万円相当の累積収入未済額までもが決算書から抹消され、人目に触れないため誰一人責任を負うことなく不良債権化しようとしています。現在の事業消化率が全体の約3分の1と聞いており事業完了時には、単純計算で収入未済額が3倍に達し不良債権が増加し、町住民次世代へ負の遺産となります。従って、本決算の認定に反対し皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終ります。

これから認定第1号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って、認定第1号「平成23年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号「平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号「平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定」に対し、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険事業特別会計収支残高は、基金に5,830万5,000千円を積み立てた上で1億7,930万6,659円の黒字です。延滞繰越は、年々増加してきています。

国民健康保険法は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、国民に医療を保障する

制度です。その制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。

川南町では、毎年医療費が上がり続けている。また、国保加入者が高齢化して減少傾向にあります。

川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。国保税の税額の決め方には、各被保険者の年間の所得の額と固定資産の額に応じて国保税を決める応能割（所得割・資産割）と各世帯の一人一人の被保険者に一律に保険料をかける応益割（平等割・均等割）があります。この四つを全て組合わせて保険税を決めるのか、また、4 つの中からいくつかを組み合わせる保険税を決定するのかについては各自治体で違いがあります。

川南町でも資産割をなくすことはできないのか検討するよう提案します。固定資産税を払っていますので国保税で資産割を払うことは二重課税ではないでしょうか。宮崎県内でも資産割を高鍋町、門川町、宮崎市が行っていません。また、後期高齢者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も応能、応益割合によって定められています。その額は、基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超えることができないとされています。さらに、介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。

国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない、滞納者の増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で、厚労省は滞納処分の強化でこれを乗り切ろうとしています。

医療保険における最後のセーフティ・ネットと言われる国民健康保険が格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあることは大問題です。

今、後期高齢者医療制度の見直し議論の中で国保の広域化が論議されています。後期高齢者医療制度は 75 歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしていますが、国保もこれと同じように広域運営にしていこうというわけです。現在、全国の自治体の内、国保が赤字の自治体は、約 45%、黒字は 55%とされています。国保の広域化ということは、国保の困難さをみんなでかぶることになります。国保財政が困難になった原因を、高齢者が増えたことに転化する論調が幅を利かせています。高齢者と若い世代をことさらに対立させます。

家族で、誰か一人が病気になったとしても、家族全員が無駄を省いて、その病人を支えます。父や母が年をとって病気がちになっても、その医療費を若い世代がなんとか工面しようとしします。これが、普通の姿です。

国は、国保の総会計の 50%以上を負担していました。今では、実質 24%になっていると言われます。市町村国保の困難の最大の原因が、国保への国庫負担金の削減です。国の支援を働きかけるよう要望して反対討論と致します。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。

〔なしという声あり〕

これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って、認定第2号「平成23年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号「平成23年度川南町水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、認定第3号「平成23年度川南町水道事業会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

しばらく休憩します。午後の会議は、1時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

ここで、日程についてお諮りします。請願1号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書」を日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、請願1号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

追加日程第1 請願第1号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書」についてを議題とします。本請願は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

○議員（濱本 義則君） 請願1号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書」の是非について総務常任委員会に付託されました。その審議結果をご報告いたします。

建設業界における下請建設業、孫請建設業等の労働条件等不均衡を是正することを目的に本請願が提出されたという判断の基で、本請願の採択の是非について審議いたしました。

建設業の労働者の労働条件の改善は当然である一方、経営に及ぼす影響も考慮すべきでございます。重層下請構造の現在の建設業にあっては、業界が一体となって取り組むべき課題ではあると思いますが、地方の建設業の実情を考えると本請願を採択することは、妥当であるという結論で一致しました。採択であります。以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終ります。

ただ今の委員長報告は、「採択」であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第1号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第1号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり「採択」することに、ご異議ありませんか。

〔異議なしという声あり〕

異議なしと認めます。従って、請願第1号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17 発議第3号「地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」を議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（児玉 助壽君） 発議第3号「地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しています意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、その内3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年度10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24

年度税制改革大綱」において、「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 20 日 宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山下 壽君） 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第 3 号「地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 3 号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第 3 号「地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取扱いについては、議長一任願いたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、意見書の取扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第 18 発議第 4 号「2 次医療圏設定変更に関する意見書について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 発議第 4 号「2 次医療圏設定変更に関する意見書」（案）についてその提出理由の説明を行います。

なお、お手元に配布しています意見書（案）を朗読して提案理由の説明といたします。

2 次医療圏設定変更に関する意見書（案）、厚生労働省は、今年 3 月 30 日、各都道府県に対し、新たな医療計画を策定するよう通達を出した。

それによると、これまでの 4 疾病 6 事業から新たに精神疾患を加えた 5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る医療提供施設相互間の機能の分担金及び業務の連携を確保するための体制に関する事項をはじめ、医療圏の見直しについて、人口規模が 20 万人未満でかつ一般病床の流出患者割合が 20%以上となっている二次医療圏については、設定の見直しを検討することになっている。

なお、設定の見直しを検討するに当っては、2 次医療の面積や基幹病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である、とも言っている。

西都児湯医療圏では、人口 10 万 5,000 人で流出患者割合は、40%を超えていることから医療審議会での検討の対象となっている。

国は、2 次医療圏の設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需要状況の改善に向けた検討を行うこととしているが、現在、西都児湯地域では、5 疾病のうち脳卒中、糖尿病に対応し、5 事業についても 2 次救急医療、災害医療、僻地医療に対応している。さらに、今後は急性心筋梗塞にも対応できるよう、いっそうの充実を図ろうと計画しているところである。

万が一、西都児湯医療圏が隣接する医療圏と統合されたら病院施設は、都市部に集中し、1 市 5 町 1 村の総面積 1,150 平方キロメートルを超える広大な面積に住む住民や患者は、一番近い基幹病院に行くにも遠い所では 2 時間以上もかかり、病気を持つ患者にとって体力を消耗し、心身に与える影響や経済負担は増大する。

また、人口の減少にも拍車がかかり、県土の均衡ある発展を目指すうえからも、むしろ地域医療の充実を図り、患者の流出を食い止める努力をすべきである。

よって、県におかれては、2 次医療圏の設定変更を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 20 日

宮崎県川南町議会

宮崎県知事殿

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山下 壽君） 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり 〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第4号「2次医療圏設定変更に関する意見書について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり 〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第4号「2次医療圏設定変更に関する意見書について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

ここで、日程についてお諮りします。ただ今、川上昇議員外1名から発議第5号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について」が提出されました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第5号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時07分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

追加日程第2 発議第5号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について」を議題とします。朗読は、省略します。提出者から

の趣旨説明を求めます。

○議員（川 上 昇君） 発議第5号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しています意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書
建設現場で働く宮崎県内の労働者は、約 30,400 人を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献しています。

しかしながら建設業においては、元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は、常に不安定な状態にあり、加えて不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引下げにつながり現場で働く労働者の生活を不安定なものとしている。

国においては、平成 13 年 4 月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」との付帯決議がされている。また、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる状況にある。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに公共工事における安全や品質の適切な確保のために、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を推進すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の設立にあたり、参議院の付帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 20 日 宮崎県川南町議会

以上でありますので、各議員の賛同を得てご決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（山下 壽君） 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」という声あり 〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから、発議第5号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第5号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、「ご異議ありませんか。」

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第5号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」とう声あり〕

異議なしと認めます。従って意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第19「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第20「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第21「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成24年第4回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午後2時21分閉会
